

老朽住宅除去事業について

地域の住環境改善のため、老朽化し危険な空き家の除去を行う方に対し、除去費の一部を補助します。

◆対象住宅

- 町内にある個人住宅であること
- 空き家（使用している方がいない）であること
- 木造であること
- 賃借権がないこと（土地含む）
- 住宅の老朽度が一定の条件を満たすこと（築後30年経過など）
- 倒壊や火災により周囲の住宅や通路に被害を及ぼす恐れのある住宅であること



◆申請者（次の①～③のいずれかに該当する方で町税などの滞納がないこと）

- ① 登記簿上の所有者
- ② ①の方の相続人代表者
- ③ ①・②の方から住宅の除去についての委任を受けた方

◆対象工事

（次の①～③の要件をすべて満たす工事が対象）

- ① 建設業の許可などを受けた業者に負わせる除去工事であること
- ② 住宅すべてを除去する除去工事であること
- ③ 他の制度などにより補助金の交付や補償などを受けない除去工事であること

◆補助金額

100万円を上限とし、除去工事費の10分の8を補助します。

◆受付期間

7月16日（火）～8月30日（金）

◆結果通知

9月30日（月）までに審査の結果（交付、不交付）の通知を行います。

◆注意事項

● 本補助金の交付決定を受ける前に、工事の契約や工事に着手した場合は対象となりません。

● 本補助金の受け取りには、工事費の領収書などが必要となります。

● 住宅を除去することにより、住宅用地特例が適用されなくなるため、翌年度より土地の税額が増額になる場合があります。

○お問い合わせ

本庁まちづくり課
国道改良対策係

☎ 43-2115（直通）

佐賀支所建設課まちづくり係

☎ 55-3700（直通）

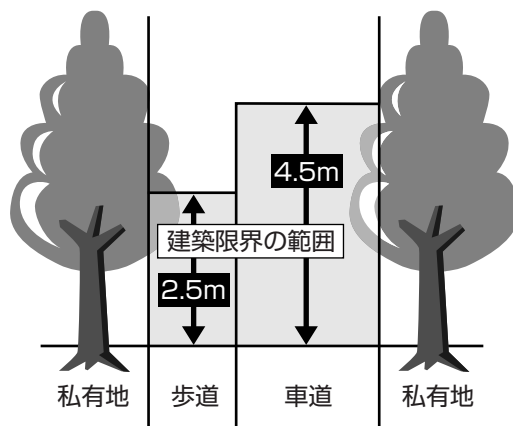
道路の健全な通行について

◆道路上にはみ出している樹木の伐採をお願いします

道路上に鉢植えなどが置かれていたる箇所や、私有地から道路や歩道に樹木や枝がはみ出して、歩行者や自転車などの通行に支障となっている箇所があります。箇所によっては歩行者や通行車両の事故につながる恐れがありますので、事故を未然に防ぐためにも、建築限界を守り、はみ出している樹木の伐採や、鉢植えなどの移動にご協力をお願いします。

◆建築限界

道路法第30条および道路構造令第12条では道路を安全に通行するため、車道の上空4.5m、歩道の上空2.5mの範囲に、通行の障害になる物（樹木・看板など）は置いてはならないと規定されています。



◆ご注意

私有地の生垣や庭木などからの倒木や道路上に張り出した枝の落下などにより、通行中の歩行者や車両などが損傷する事故が発生した場合には、樹木の所有者が賠償を問われる場合があります。

○お問い合わせ

本庁まちづくり課土木係

☎ 43-2115（直通）